

下関市立豊東小学校 いじめ防止基本方針

令和 5 年 3 月改訂
下関市立豊東小学校

はじめに

いじめは、いじめ（いじりを含む）を受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめからすべての子どもを救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であることから、平成 25 年 9 月、「いじめ防止対策推進法」が施行され、10 月には国の「いじめ防止基本方針」が策定された。

本市においては、「15 歳の心の教育と学力保障」を掲げ、特に、児童生徒が着実に学力を向上させるとともに、豊かな人間性と社会性を育む心の教育を推進している。この「心の教育」と「学力保障」の両輪は、子ども達一人ひとりの生きる力の基盤をなすものであり、命を大切にし、他人を思いやり、自ら考え判断し行動していこうとする力の育成は、いじめの防止等において最も重要である。今後はさらに、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、学校、家庭、地域が一体となって取り組んで行くことが必要である。

また、本校では、全職員が一丸となって児童の「心の教育」「学力保障」に取り組んでおり、いじめの未然防止についても授業や様々な体験活動の中で意図的に行っている。しかしながら、子どもたちが集団の中で成長していく間には人間関係に摩擦が生じたり、感情のコントロールができなくなったりして、それが「いじめ」という形で現れることがある。それを早期発見し、全職員で早期に解決していくことが必要である。具体的な策として、週 1 回教職員による児童に関する連絡会を行い、問題行動、不登校、いじめなどの報告、相談、事後対応を行い、担任だけでなく、全教職員で声かけをし、具体的な対応に当たれるようにチームで対応できるようにしている。

以上のことを踏まえ、本校としてのいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、ここに対策の基本となる事項を定めるものである。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第 2 条第 1 項要約）

① 学校いじめ対策組織による積極的な認知

② 「いじめに当たるか否か」という言葉のとらえ方

子供同士のけんかやふざけ合いの中で教職員がどのように判断するかであって、いじめの被害があるのにもかかわらず、これはトラブルであっていじめではないと判断するものではない。

(2) いじめの理解及び特徴

いじめは、「どの子供にも、どの学級にも起こりうる」との認識を持つことが重要である。

※嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験している。（平成28年6月国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査 2013-2015」）

このため、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに良好な人間関係を構築できる力及び自分の存在と他人の存在を等しく認める態度を育むことが必要である。

(3) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

（「いじめ防止対策推進法」第4条）

(4) 求められる責務

◆教育委員会の責務（法第7条より）

学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務がある。

◆学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

◆保護者の責務等（法第9条より）

子どもがいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための設置に協力する。また、子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもを保護する責務がある。

(5) 基本的な認識

◆いじめは、「人権にかかわる重大な問題」である。

- ・「いじめは許されない」、という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。

◆いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。

◆いじめは、「発見が難しい問題」である。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるように見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい。）
- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを1人

で抱え込んでいる場合が多い。

◆いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

- ・子どもの様子をいち早くキャッチした者が、その子どもを取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

(6) いじめの分類

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つに分類する。いじめの度合いに軽重はなく、心身の苦痛を感じている当該児童生徒の心情に寄り添った対応をする。

①日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

②教育課題として日常の衝突を超えた段階のいじめ

日常の衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応をとる必要のあるもの。

③重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、または「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

※「重大事態」については、4 重大事態への対応（P.15）参照

(7) 基本的な姿勢

教育委員会として

- ・本方針に基づき、学校、家庭、地域が一体となって、総合的・体系的にいじめの防止等の取組を推進する。
- ・いじめに関する相談体制の充実、学校や家庭、地域、関係機関との連携強化等、いじめの防止等に関する体制を整備する。
- ・学校におけるいじめの実態把握に努めるとともに、いじめを認知した場合は、学校と一体となって、解決に向けて迅速かつ適切な対策を講じる。

学校として

- ・教育活動全体を通じて、児童一人ひとりが心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- ・児童にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握すると共に、児童が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

保護者として

- ・どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高める指導を行う。また、日頃から、いじめ被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するように働きかける。
- ・学校や地域の子どもとかかわりのある人々と、いじめの防止等に関す

る情報交換を行うとともに、根絶を目指して互いに補完し合い、協働して取り組む。

- ・いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われる者がいたりしたときは、速やかに学校等に通報または相談する。

子どもとして

- ・社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさやちがいを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけ、周囲の大人に積極的に相談する。

地域社会として

- ・「地域の子供は、地域で育てる」ことを目指し、すべての子供が健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。
- ・いじめの兆候等が感じられる時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。

・学校外での児童生徒の諸活動の場においても、いじめを許さない環境づくりを推進し、指導の徹底を図る。

(8) 基本的な対応

『未然防止・早期発見・早期対応』

未然防止

- ・子どもの心身の成長過程に応じて、様々な人とかかわり合う生活体験や学習活動を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸成する。併せて、豊かな情操や道徳心は、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高める。
- ・学校は、児童や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくる。

早期発見

- ・学校、家庭、地域が一体となって、子どもたち一人ひとりに寄り添い、かかわる中で、子どもが発するサインを見逃さない。
- ・学校だけでなく、教育委員会や関係機関等の相談機能を積極的に活用し、子どもたちが不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。
- ・「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもち、行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が適切な対応及び指導を行う。

早期対応

- ・いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、管理職及び学校いじめ防止対策組織並びに教育委員会に直ちに報告し、情報を共有する。（特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第8条及び法第23条第1項の規定に違反しうる。）その後、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒

から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告するとともに、被害・加害等の児童生徒の保護者に連絡し、保護者の理解、協力を得ながら早期解決・再発防止を目指す。

- ・ いじめられている児童生徒に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童生徒に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

※ 学校は、いじめの未然防止・解決に向けて、平素から家庭、地域、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、人権擁護委員協議会等）との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行う。・いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、速やかに管理職への報告と全教職員での情報共有を行い、組織的に対応する。併せて、保護者の理解、協力を得ながら早期発見・再発防止を目指す。

- ・ いじめられている児童に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

2 教育委員会の取組

（１）「いじめ防止対策推進協議会」の設置

- ・ 趣旨 いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第１４条１項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携強化を図るため、いじめ防止対策推進協議会を設置する。
- ・ 委員 学識経験者、医療や心理、福祉の専門家、法務局、警察、学校関係者等
(１５人以内、任期は１年)
- ・ 内容 本市におけるいじめの現状や取組の状況を踏まえ、本方針の実効性を高めるための評価や提言を行う。

（２）「いじめ重大事態調査委員会」の設置

- ・ 趣旨 いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２８条の規定に基づく対処を速やかに行うため、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査委員会を教育委員会の附属機関として設置する。
- ・ 委員 弁護士、医療の専門家、学識経験者、心理の専門家、学校関係者等
(１０人以内、任期は１年)
- ・ 内容 当該重大事態の対処、及び同様な事案の再発防止に資するため、当該事案の事実関係を明確にする調査を行う。

（３）未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組

①「下関市いのちの日」の取組

- ・ 趣旨 毎年、４月１３日を「下関市いのちの日」とし、全教職員が

「命の尊厳」について子供たちと共に考える。

- ・ 内容 下関市立のすべての幼稚園、小・中学校及び下関商業高等学校の教職員で黙祷を捧げ、「いのち」をテーマとして、全校集会での講話や道徳授業、児童会生徒会による討論会、動物愛護管理センターによる「命の教室」の実施など、各園、各校で工夫した取組を行う。

② いじめ防止・根絶強調月間の取組

- ・ 県教育委員会と連携し、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付け、各校の児童会や生徒会等による主体的な取組を促進するとともに、その取組状況を評価・分析し、一層の充実を図る。

③ 下関市教育委員会「教育相談室」の運営

- ・ いじめ等で悩む児童生徒や保護者の相談窓口として、教育委員会内に教育相談室を設置する。本室に専門相談員を配置し、電話相談や来室相談、訪問相談を行う。
- ・ 本室だけでなく、市内や県内の各相談機関・窓口を周知するとともに、相談内容に応じて迅速・適切な対応ができるよう、各相談機関との連絡体制を構築しておく。

④ 学校訪問による実態把握と支援

- ・ 指導主事が定期的に学校訪問し、児童生徒の実態や指導状況を把握する。
- ・ 学校のいじめ防止等に係る指導体制について指導助言する。
- ・ 必要に応じて、ガイダンスアドバイザー（GA※¹）を派遣し支援する。

⑤ 報告事案に対する指導・支援

- ・ 学校からいじめ事案の報告があった場合には、当該校に指導主事を派遣するなど、対応について指導助言を行う。
- ・ 状況に応じて、ガイダンスアドバイザー、カウンセリングアドバイザー（CA※²）、スクールソーシャルワーカー（SSW※³）、スクールロイヤー（SL※⁴）を派遣し、再発防止・解決に向けた支援を行う。

⑥ 保護者との連携による支援

- ・ 保護者資料「“安心して”あなたをわたしは守りたい」（平成28年3月 下関市いじめ防止対策推進協議会）の活用等、いじめ問題に係る子供へのかかわり方について啓発する。

⑦ 関係機関・団体との連携による支援

- ・ 警察、児童相談所、医療機関、法務局・人権擁護委員協議会等との連携体制を構築し、未然防止や対応の充実を図る。
- ・ PTA連合会、学校警察連絡協議会、保護司会等との連携を図る。

※1 GA（ガイダンスアドバイザー）

別室登校等をしている児童生徒を中心に、学校の不登校対応の支援を行う者

※ 2 C A（カウンセリングアドバイザー）

学校事件・事故等が発生した際に、緊急で児童生徒等の心のケアを行う公認心理師

※ 3 S S W（スクールソーシャルワーカー）

関係機関等と連携を図った支援が必要な場合に対応・助言を行う社会福祉士、精神保健福祉士等

※ 4 S L（スクールロイヤー）

学校で発生する様々な事案に対して、法的側面からの助言等を行う弁護士

（４）教職員研修

① いじめの防止等に関する研修会の実施

- ・生徒指導主任や教育相談担当、学級担任等、対象者の実態に即して研修内容を工夫し、教職員の資質向上を図る。

② 管理職等への指導

- ・校長や教頭、生徒指導主任会等の各研修会を通じて、いじめの防止等に係る校内指導体制や関係機関との連携、対応上の課題等について指導し、実効性を高める。

③ 校内研修やケース会議の充実

- ・各校の校内研修やケース会議に、C AやS S W、指導主事等を派遣し、内容の充実を図る。
- ・中学校区ごとに、小中合同による研修会やケース会議を開催し、小中の連携を強化する。

（５）インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

① 情報モラル教育の充実

- ・教職員を対象に研修会等を開催し、情報モラル教育の充実を図る。

② 関係機関等との連携による対応

- ・下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」（令和３年２月１日改定、下関市P T A連合会、下関市立小・中学校長会、下関市教育委員会）の周知と徹底に努める。
- ・教職員や保護者等がネットいじめの現状を認識し、効果的な予防や対処ができるようにするため、やまぐち総合教育支援センター（ネットアドバイザー）や山口県警察本部サイバー犯罪対策室等との連携を深め、研修会等を開催する。
- ・事案の状況に応じて、速やかに警察等と対策チームを編成し、被害の拡大防止と再発防止に取り組む。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条より）

県市の各基本方針を参考にして、自らの学校の実態や実情を踏まえ、いじめ防止等の取組についての基本的な事項や取組等について定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) 校内体制の確立

① 「いじめ防止対策委員会」の設置（法第22条より）

- ・ 本組織を、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、全教職員による組織的な対応を行うための中核組織として常設する。（いじめ事案の協議に終始するものではない）
- ・ 本組織の構成員は次のとおりとする。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、学級担任
- ・ 必要に応じて、SCやSSW、GA等の外部専門家を活用する。
- ・ 本いじめ防止基本方針は、本組織により定期的に見直し改定を行うものとする。

② 確実な情報共有と指導体制の強化

- ・ いじめの定義の解釈やその対応に温度差が生じないように、全教職員が学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的・計画的にいじめ問題に取り組むことが重要である。
- ・ 全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。（山口県教委作成「問題行動等対応マニュアル」参照）
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の中には、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童生徒も在籍している。個々の児童生徒の特性を踏まえた具体的な取組について全教職員で共通理解し、支援体制を構築していく。
- ・ 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有するシステムを構築し、管理職等への報告・連絡・相談を確実に行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」が、単なるいじめ事案の対応協議の場だけでなく、いじめの未然防止、早期発見・対応に有効に機能させる。

③ 教職員が児童生徒と向き合うことができる体制の整備

- ・ 学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する。

④ 学校評価による評価・検証・改善

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け積極的に評価することで、教職員の資質向上を図っていく

く。

⑤ 教育委員会への報告・相談

- ・定期報告 …… 毎月、「新たに認知」及び「継続支援中」のすべての事案について報告する。
※「継続支援中」とは、事案発生後3ヶ月を経過しても、解消と認められないもの。
- ・臨時報告 …… 学校において解決が困難と考えられる事案においては、直ちに報告する。

(3) 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・「学校いじめ防止基本方針」の内容（いじめの定義、「いじめ防止対策委員会」の存在やその活動、発生時の学校の対応、相談窓口等）について、PTA総会や学校運営協議会、学校ホームページや学校だより等を活用して、保護者や地域住民へ確実に周知する。
- ・家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。
- ・教育委員会と情報共有のもと、スクールカウンセラーやSSW、GA、CA、スクールロイヤー等の関係機関等と連携して対応できる体制を整備する。

(4) 未然防止の取組 ※「下関スタンダード生徒指導版」参照

① 「心の教育」の充実

- ・道徳や学級活動、「下関市いのちの日」の取組等を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・授業や学校行事における人とのかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよくかかわっていこうとする意欲や態度を育てる。

② いじめを許さない学校・学級づくり

- ・児童生徒に、どんな行為がいじめにあたるか理解させ、学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・加害行為の抑止につながるよう、「いじめは許さない」、という毅然とした対応をする。
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

③ 児童生徒の主体的な活動の充実

- ・児童会活動や生徒会活動、学校行事など、児童生徒が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。

④ 日常的な実態把握・かかわり

- ・児童生徒に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子供とかかわり、信頼関係を築く。

⑤ 保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・学校だよりや「きらめきネットコム」、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

⑥ 中学校区での取組

- ・中学校区の小・中学校で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
- ・中学校区の小・中学校でいじめの定義の共有化、未然防止策、発生時の対応等について、教職員で共通理解する。
- ・小中連携、小小連携を組織的に取り組み、学年・学級づくりを中心とする「心の居場所づくり」「絆づくり」を小・中学校全職員が協働して取り組む体制をつくる。

(5) 早期発見の取組（把握しにくいいじめへの対応）

※ 問題行動等対応マニュアル「いじめ対応：②いじめの早期発見に向けた取組」参照

① 日常的な行動のきめ細かな観察

- ・「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもつ。（遊びの中での「いじり」「からかい」であっても同様である。本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があることに教職員は敏感でなければならない。

② 生活ノートや日記等からの情報収集

③ いじめアンケートの実施（児童生徒：毎週、保護者：2ヶ月に1回程度）

- ・週1回のアンケート調査を確実に行之、実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。その際、対応内容について記録しておく。
- ・アンケートを実施する際には、いじめの被害にあっている児童生徒が、周囲の者を気にせず記載できるよう、アンケートの記載方法や提出方法等を十分に配慮する。
- ・アンケートの保管期間は、児童生徒が卒業後5年間とする。

④ いじめ相談箱の設置

⑤ 教育相談の充実（教育相談週間、スクールカウンセラーの活用等）

⑥ 悩みごと等の相談機関の周知（下関スタンダード生徒指導版「相談窓口一覧」等）

（６）解決に向けた取組

① 初期対応 ※ 問題行動等対応マニュアル「いじめ対応：初期対応、初期・中期対応」参照

ア いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
（分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する）

イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係児童生徒への聞き取り

- ・関係する個々の児童生徒の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害児童生徒

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」ということがないよう、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

加害児童生徒

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないよう、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

周囲の児童生徒

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

エ いじめ防止対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
 - a 被害児童生徒とその保護者への対応
 - b 加害児童生徒とその保護者への対応
 - c 他の児童生徒及び保護者への対応
 - d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
 - e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

オ 対応上の留意点

- ・事案の概要、経緯及び対応については、必ず記録し、保管する。
- ・しっかりとした事実確認を行い、事実に基づいた指導や支援を行うこと。
- ・学校外で起こった事案についても、いじめは、継続していることも多いため、慎重に対応する。

・ものの捉え方・感じ方は子供によって異なる。被害を訴えている子供の心情に寄り添い、心のケアを図ることに重点をおく。

a 被害児童生徒とその保護者への対応

被害児童生徒 〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害児童生徒の保護者 〈家庭訪問による対応〉

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

b 加害児童生徒とその保護者への対応

加害児童生徒 〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害児童生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、加害児童生徒への成長支援につながる指導を行う。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童生徒に対して、謝罪の気持ちがもてるよう、粘り強く指導する。

加害児童生徒の保護者 〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・管理職等を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害児童生徒が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないよう配慮する。

- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童生徒の指導や支援について、共に考える。（加害児童生徒への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害児童生徒への謝罪等を相談する。

ｃ 他の児童生徒及び保護者への対応

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせ、学校生活を送る上で安心感を与えるように努める。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害児童生徒に対する配慮について指導する。
- ・加害児童生徒への二次的ないじめ被害が起こらないように努める。
- ・保護者は、加害児童生徒やその保護者を責めるのではなく、学
- ・学年・学級全体の問題としてとらえ、学校と協力していじめの防止等に取り組む。

ｄ 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。

- ・児童生徒の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童生徒の安全確保のための必要な措置を行う。

ｅ 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

② 中期・長期対応 ※ 問題等行動対応マニュアル「いじめ対応：中期・長期対応」参照

ア 当該児童生徒の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する場合があることから、当該児童生徒のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童生徒の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめの問題への取組について、適正に評価し、いじめ防止基本方針の見直しを行う。（法第34条より）

エ 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても適切な引き継ぎを行う。

オ 学校運営協議会への報告と支援要請

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

（７）インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

① 未然防止

ア 情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童生徒に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

イ 児童生徒の主体的な活動

- ・児童生徒の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。中学校生徒会においては、「ネットトラブル根絶指針」（平成28年度下関・長府・小串警察署管内少年サミットにて採択）や、「下関市児童生徒の携帯電話の利用に関する指針」などを参考に、全ての中学校が積極的に取組を推進する。

ウ 学校指導方針

- ・学校は、児童生徒（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等に巻き込まれないよう、携帯電話等の使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係づくりのあり方について指導を行う。また、家庭と連携し、使用に関するルールを徹底させる。

エ 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会や学校運営協議会等を通じて、下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を周知するとともに、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等に関する啓発と対策の取組を推進する。
- ・学校は、保護者に対し、学校等で行われる情報モラル教室への参加を促し、携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、ネットを介したいじめ等について理解を深めさせる。

② 初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

③ 関係機関との連携

- ・警察等の関係機関と相談する等、書き込みの内容に応じて外部機関と積極的に連携し、事案の収束に努める。

(8) いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも次に2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害児童生徒及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。

4 重大事態への対応

※参照 別紙「重大事態への対応フロー図」

【重大事態とは】

① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(法第28条第1項第1号)

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ. 身体に重大な障害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(法第28条第1項第2号)

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

- ・ 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒や保護者の申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。（法案に対する附帯決議の5）

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

- (1) 教育委員会は、いじめの報告を受けた場合、重大事態として対応するかどうかを協議・判断する。

※「重大事態である」と判断した場合、以下のように対処する。

(2) 教育委員会は、市長に重大事態の発生を報告する。

(3) 教育委員会は、調査の主体を、教育委員会（第3者委員会）、学校のいずれにするか決定する。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処が困難であると判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会に調査組織を置く。
- ・教育委員会は、学校を主体とする調査の場合も、適切に指導を行うとともに、学校の調査組織にGAやCA、SSW等を派遣するなど、必要な支援を行う。

(4) 調査組織による調査を実施する。

- ・調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。このため、いじめの事実関係を明確にする調査が必要である。
- ・いじめられた児童生徒や保護者に、予め、調査方法や調査内容について相談し、了解を得て行う。
- ・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることに、最大限の配慮をする。
- ・調査前に、「得られたアンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合がある」ことを、調査対象の児童生徒や保護者に説明しておく。

※「事実関係を明確にする調査」とは

「いつ、誰から行われ、どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「学校・教職員がどのように対応したか」等を明確にすることである。

(5) 教育長に調査結果を報告する。

(6) いじめを受けた児童生徒やその保護者に、情報を提供する。

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切にいじめを受けた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）

(7) 教育長は調査結果を受け、必要な措置を講じる。

- ・教育長は、調査結果を踏まえ、重大事態への対処と再発防止の対策を講じる。

(8) 調査結果を市長に報告する。

5 その他の重要事項

教育委員会は、国や県の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、下関市いじめ防止対策推進協議会が見直しの必要があると認めるときは、本方針をより実効性のあるものに、改定していくこととする。

